

令和3年度 包括外部監査報告書 ＜概要版＞

防災・減災（特にソフト面の対策事業、海岸事業
並びに港湾事業）に関する事務の執行について

令和4年2月

三重県包括外部監査人
税理士 神谷 研

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

防災・減災（特にソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業）に関する事務の執行について

3 事件を選定した理由

三重県（以下、「県」という。）は平成24年度からおおむね10年間の「みえ県民力ビジョン」（守る、創る、拓く）を実行し、その中でも防災・減災へ注力し財政資源を配分している。

これを受けて県では、令和2年度当初予算において、「観往知来」防災・減災対策パッケージとして総額811億2,368万円余を計上し、ソフト・ハード両面から総合的かつ効果的な対策を実施する予算を編成した。

県の海岸線は約1,083kmと非常に長い。海岸については、県は平成16年度に「三重県海岸保全施設耐震点検」を実施し、県土整備部が管理する全213地区海岸の海岸保全施設を点検している。その結果、堤体の危険度判定がC判定（危険度「高」）の海岸が157海岸あるという結果が出ていた。県は、この県民の生命に直結する結果を受けてどのように対策を講じてきたのか、海岸事業の監査と併せて確認しておくべきと考えた。

「観往知来」防災・減災対策パッケージは多岐多様に亙っておりすべて監査することは不可能と考えるので、上述した防災・減災のソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業に集中し監査した。

最近の大規模地震、100年に一度と言われるような集中豪雨や超大型台風の上陸・接近などは、県民の生命を脅かす危険な自然災害であるので、被災時の避難支援事業等、海岸や護岸並びに港湾などを監査する意義は大きいと考えた。

このような理由により、特定の事件として選定したものである。

4 外部監査の対象部局

防災・減災事業の所管部局

5 外部監査の対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

（ただし、必要に応じて過年度及び令和3年度についても対象とする。）

6 外部監査の実施期間

令和3年5月28日から令和4年2月2日まで

7 外部監査の方法

監査を実施するに当たっては、合規性・正確性並びに有効性・効率性・経済性に対して常に意を用いて行った。

また、県では、防災・減災に関する多くの情報を公開している。

監査を実施するに当たっては、これら多くの情報や県民が抱くであろう自然災害に対する不安さに対しても意を用いて行った。

よって、監査は、

- ①防災・減災に関する事務の執行の合規性・正確性
- ②防災・減災に関する事務の有効性・効率性・経済性
- ③その他監査が必要と判断した事項

について、監査のための種々のチェックリストを活用して、誠実に網羅的に確実に行った。

8 外部監査の意見表明の方針

監査の結果については、通常使われている「指摘」と「意見」という用語を用いて、評価することとする。

すなわち、法令、条例、規則、要綱等、県が遵守すべき規範に従っていない事項及び、有効性、効率性並びに経済性に著しく反している事項については、「指摘」として速やかに改善することを求める。

また、監査の結果、有効性、効率性並びに経済性の観点から意見を述べた事項については、「意見」として改善を検討することを求める。

9 外部監査の補助者

内山隆夫	(公認会計士・税理士)	山崎智博	(公認会計士・税理士)
小川友香	(公認会計士・税理士)	今西孝彰	(税理士)
大谷久美	(税理士・社会保険労務士)	岡山和生	(税理士・行政書士)
岡森正人	(税理士)	藤原まゆみ	(税理士・行政書士)
丸林克彦	(税理士)	川岸弘樹	(弁護士・弁理士)

第2 「観往知来」防災・減災対策パッケージ事業から選定した施策・事業

I 「みえ県民力ビジョン 第三次行動計画」について

II 各施策の概要と監査対象として選定した事業

- 1 施策 111 災害から地域を守る自助・共助の推進
- 2 施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり
- 3 施策 113 災害に強い県土づくり
- 4 施策 314 水産業の振興
- 5 施策 351 道路網・港湾整備の推進

第3 外部監査の結果 施行番号別・工事別の監査の結果

I ソフト対策 防災・減災（防災対策部）

1 「みえ防災・減災センター」事業

i センターに対する指導・監督について【指摘】

センターは三重大学内に設置され、「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター運営委員会設置要項」に基づき県と三重大学の両者から委員を選任し運営委員会により運営されているが、同要項第7条で「運営委員会の庶務は、センターにおいて処理する。」と定められている。そのため、運営は運営委員会が行っているものの実質的な処理はすべてセンターが行っている。

なお、令和2年度のセンターへの支出予算額は、県 25,519,000 円、三重大学 24,000,000 円となっており県が半分以上の 51.5%を負担金として支出している。

県がセンターへ支出した負担金が経済的・効率的に使われているか及び負担金支出の目的に沿った効果が出ているかを県が確認しているかどうかを確認したが、防災対策部として負担金の支出の効果についての把握が十分ではないように見受けられた。県からは、センターの事業に関し、数値目標を設定して事業の効果や有効性の検証を行っているとの説明はあったが、実績値が目標値に達していない行動項目もあり、県がセンターの事業内容や実施方法に対して具体的にどのような指導や助言等を行い、どのように効果の検証を行っているかを確認できる資料の提出もなかった。

前述の設置要項第2条によれば、運営委員会はセンターの最高意思決定機関として、事業計画に係わる収支の予算、決算に関する業務を行うこととなっている。運営委員会の委員は県と三重大学の両者から選任されていることから、県にはセンターの個別の会計処理に対して直接指導を行う権限がないとしても、運営委員会の委員として、審議の前提となる収支の予算、決算の正確性について検証を行うべきであるし、また、センターには県職員の派遣もなされていることも併せ鑑みれば、それは十分に可能なものと思われる。

また、センターから提出された令和2年度負担金実績報告書に添付された令和2年度事業実績報告及び令和2年度収支精算についても、金額の正確性、負担金の使途や業者の選定方法などが適正に執行されているかどうか審査したことを確認できる資料はなかった。

しかし、「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター負担金交付要領」第5条によれば、知事は、負担金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは負担金の交付を決定することとなっている。また、同要領第12条によれば、知事は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る当該事業の成果が負担金の交付の決定の内容及び

これに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、その審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、現地調査等を行うことができることとなっている。このような規定も存する以上、県（防災対策部）としても、より負担金の支出の詳細に踏み込んだチェックを行うべきである。

以上のことから、センターの運営状況や予算執行について運営委員会での審議のより一層の充実が望まれるところであるし、今後は県（防災対策部）としても、事業の経済性・効率性・有効性、会計処理の正確性についての検証を適切に行うべくチェック体制の見直し・強化を指導すべきである。

2 みんなでつくる避難所プロジェクト事業

i レシピ集・カードゲーム・DVDの管理と今後の活用について【意見】

「みえの防災レシピコンテスト」レシピ集、カードゲーム「避難所イメージゲーム ひなんじょ なんナン？」並びに「なんナンちゃんと「防災と避難」を学ぶDVD」の管理の状況を確認したところ、県庁内のロッカー内に保管されていたが、在庫表が作成されていなかったため、現在在るべき数量の確認ができなかった。

カードゲーム及びDVDは、消耗品とはいえ、ある種教材類である。確かに、これらは金額が5万円未満であるから、会計規則運用方針にいう備品には該当しないが、比較的長期間にわたって使用に耐える物ではある。

よって、その活用にあたっては、職員が保管場所から持ち出して利用するのであるから、今まで支障は起きていないとはいえ、保管場所からの持ち出しと返却については、貸出簿等により適切に管理しておくべきである。

ii 「防災用品ベンチ」の広報について【意見】

「防災用品ベンチ」について、県担当部局を訪問して現物確認し保管状況を確認した結果、県民の目に触れない防災対策部の会議コーナーの椅子として使用されていた。

県は、令和3年度初めに、第1回市町等防災対策会議において、避難所を設置する役割を担っている市町に対して、「防災用品ベンチ」を展示して広報を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため市町担当者を集めることができず広報も延期している。実際には、令和3年3月30日に納入され検査を行って以来同年10月21日までの約7か月間、事務連絡で行ったようなリモートを利用した「防災用品ベンチ」の機能解説や文書説明も一切行っていない。

みんなつく予算の事業費を使い避難所の資機材として「防災用品ベンチ」を試

作したが、「防災用品ベンチ」の県民への広報が遅れている。今後は種々の垣根を越えて全県一丸となって広報に努めていくことが望まれる。

iii 「参加型予算」の実施過程で寄せられた県民の意見の反映について【意見】
投票総数 6,381 票のうち、みんつく避難所事業へ 61 名から様々な意見・要望が寄せられた。

しかし、当該事業の具体的内容は、提案者の提案内容を基に変更及び内容の追加を県と提案者で行い、提案者の事業内容が優先される形で最終決定されている。そのため、61 名の意見・要望は全く反映される機会がなく、このみんつく予算でのみんつく避難所事業の成立プロセスには生かされることがなかった。このことを踏まえて、これらの貴重な県民からの意見や要望等を「参加型予算」事業へ反映できるように努めることが望まれる。

iv 「参加型予算」の事業に市町からの要望が加えられたことについて【意見】

「みんつく避難所事業」の提案者の応募内容には、アウトドアメーカーや段ボールメーカーなどとコラボレーションして避難所施設を開発して、とあり、パーティーションやダンボールハウスなどの言葉は出てくるが、「三重県産材」を使用した避難所の防災用品ベンチという言葉は出てこない。応募後の提案者と県との協議の過程で、パーティーションやダンボールハウスなどの市販品は除外し、「三重県産材」の防災用品ベンチを独自開発していくことになった。

これについて県からは、市町へのヒアリングでニーズを把握したうえでここに加えたとの説明を受けた。しかしながら、県民に投票を広報したリーフレットにも事業概要シートにも提案者が当初提案した記載内容には、「企業等とコラボした」という言葉はあるが、「三重県産材」という言葉は述べられていない。そのため、「三重県産材」とは掲載されていないリーフレットや事業概要シートを読んで、県民は投票行動をしている。

「みんなで作る避難所プロジェクト事業」は避難所の環境向上を県民の声で実現するという全国に先鞭をつけた県民「参加型予算」の決定行動であるが、市町担当者の意見では防災用品ベンチをとという意見が上がったとは言え、本来の県民の直接参加型の予算決定プロセスでは防災用品ベンチを具体的に要望されていない以上、「参加型予算」という趣旨から考えると、市町からの要望は独立した予算編成を施行して、この事業へ編入することを避けるなど、再考することが望まれる。

3 地域減災対策推進事業

i 実績報告時提出書類の提出漏れについて【指摘】

補助金交付の手続が要綱・要領等に定められた手順によっているかを検証するために、地域減災力強化推進補助金から5件、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金から1件を抽出し、関連書類一式を閲覧し必要な提出書類が揃っているかを確認したところ、伊勢市の風水害対策緊急促進事業である洪水・土砂災害ハザードマップの改訂事業への補助金交付について、実績報告時の提出書類である検収写真が伊勢市から提出されていなかった。

「令和2年度地域減災力強化推進補助金の運用手引」別表5の2によれば、当該抽出案件についての実績報告時の提出書類は、「実績報告書（三重県補助金等交付規則第3号様式）・補助事業実績書（第3号様式の2）・契約書の写し・検収簿の写し及び検収写真・事業成果品またはその写し」とされている。

しかし書類を確認したところ、検収写真の提出がされていなかった。県の担当者によれば、検収写真は工事の完成写真を前提としており、当該抽出案件のようなハザードマップの印刷事業については、検収簿の提出があれば検収結果は担保されるため、検収写真の提出がなくても問題はないとしているとのことであった。

当該抽出案件の検収簿は、伊勢市の内部で作成している検収調書であり、納入業者の確認印があるものでなく、また、納入業者からの納品書を県が確認している事実もないため、補助金の実績状況を確認するために「検収簿の写し及び検収写真」の提出を求めているという趣旨に鑑みれば、市町の内部資料である検収調書だけでは不十分であり検収写真の提出を求める必要があったと考えられる。

ii 補助金にかかる審査について【指摘】

地域減災力強化推進補助金にかかる補助事業の決定を公平かつ適正に実施するために、県は「地域減災力強化推進補助金審査委員会設置要領」に基づいて地域減災力強化推進補助金審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置している。

「地域減災力強化推進補助金審査要領」第2条及び第3条によれば、市町から提出された事業計画書等について内容を審査し補助事業及び補助額を決定するにあたり、審査委員会の開催前に事前に事務局で事業計画が補助金の要件を充足しているかを審査し、その結果を審査委員会に報告することとされている。そして、審査委員会は事務局による事前審査結果を基に審査することとなっている。

そのため、実質的には事務局の担当者が、「地域減災力強化推進補助金の運用手引」を参考にして事業計画内容や提出書類の不備等について審査しているが、事務局の審査過程についての記録は残されておらず、審査委員会への報告

は、審査後の市町ごとの事業計画概要・補助額等が記載された一覧表と各市町提出の事業計画書となっている。そのため、事務局の審査過程について事後的に検証しようとしてもできない状態にあり、また、審査委員会から事務局へ質問があった場合等に適切な対応が難しい状態にあると考えられる。

さらに、審査委員会での委員の発言等の記録も残しておらず、審査の過程が事後的に分からない状態になっている。

適切な補助対象事業に適切な金額の補助金を支給するためには、補助金交付についての審査段階の重要性は大きいと言える。

以上より、審査過程の記録がなく審査内容が分からない状態は好ましくないため、審査内容や提出書類についてのチェックリスト等を作成することも含め、審査過程を書面にて残しておくべきである。

iii 地域減災力強化推進補助金の完了検査先の抽出方法について【指摘】

地域減災力強化推進補助金の検査について、防災対策部では、実績報告書等の書面での確認以外に実地の完了検査を実施しており、令和2年度は2件を抽出し完了検査を実施している。県の担当者によると、完了検査先の抽出について、前年度に抽出した市町は除外し、補助金利用額の上位3市町程度を抽出するという方針をとっているとのことであった。

そのため当該抽出方法によると、補助対象事業の規模が大きい市町が頻繁に抽出され、規模の小さい市町が抽出される可能性は極めて低い状況になっていると言える。

市町に交付した補助金が適切に支出されているかを確認する意味では、金額的な面だけではなく質的な面も考慮する必要があると考えられ、また、市町へ牽制の意味も考えると、すべての市町に抽出機会が与えられるべきである。

完了検査の有効性を確保するためには、補助金利用額の上位3市町程度に加え、全市町を母集団として無作為に1件抽出するなどの方法を検討する必要がある。

iv 県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金の完了検査について【意見】

県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金のうちゴムボート整備事業の検査については、令和2年度は実績報告書等の書面での確認のみとなっており、実地の完了検査は実施されていなかった。県の担当者に確認したところ、令和2年度は完了検査の時期に新型コロナウイルス感染症が拡大していたため完了検査を実施できなかったとのことであった。しかし、他の補助金の完了検査については令和2年度に実施している実績もあることを踏まえると、当該ゴムボート整備事業についても、時期をずらしたり完了検査の方法を工夫したりし

て実施することが望ましかったと考えられる。

今後も新型コロナウイルス感染症の拡大の可能性はあるが、他の補助金と同様に、完了検査を実施することが望まれる。

v 地域減災力強化推進補助金の完了検査調査表について【意見】

実地の完了検査で使用する完了検査調査表は、他の補助金の検査表を参考に地域減災力強化推進補助金用に防災対策部が修正して利用している。

しかし、調査項目を閲覧すると、「現金・預金等の受入れ・管理は適切か。」という、地域減災力強化推進補助金に該当する可能性がない項目が記載されたままであると言える。効率的な完了検査を行うためには、不要な項目は削除することが望ましいため、今後適宜見直しを行い、より地域減災力強化推進補助金の検査に合致するような調査項目に修正していくことが望まれる。

4 災害対応力強化事業

i 中勢拠点の備蓄倉庫における備蓄物資の保管量について【指摘】

「三重県広域防災拠点施設等基本構想（改訂版）」によると、三重県広域防災拠点のうち中勢拠点の強みとして、平常時における備蓄スペースに余裕があることから他拠点への備蓄資材等を保管することが可能である点が挙げられている。実際、令和2年8月現在の広域防災拠点資機材等備蓄状況一覧表を閲覧すると、中勢拠点には、発電機や担架、毛布、防水シート、災害用仮設トイレ、簡易トイレ、ポリタンク等が他拠点に比べ多数保管されている。県の担当者によると、資機材について食料等の物資のように避難者数から明確に必要な数が算定できるものばかりではないため、北勢拠点・伊賀拠点・伊勢志摩拠点へも柔軟に対応できるよう中勢拠点に多く保管しているとのことでもあった。

一方、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策のために購入した簡易ベッドや間仕切り、簡易エアマット、簡易トイレ用テント等は中勢拠点には全く保管されておらず、災害時には北勢拠点等からトラック等による陸路での運搬やヘリコプター等による空路での運搬を想定しているとの説明を県の担当者から受けた。

しかし、大規模災害が起きた際に陸路や空路で迅速に運搬可能かどうか懸念されるため、本来は各拠点に最低限保管すべきであるが、現在は前述の中勢拠点の強みを生かした効率的・有効的な保管管理がされていない状態にあると言える。

また、県の担当者によると、全県的に一体運用が可能となるように備蓄物資の配置は行われているとのことでもあった。しかし、中勢拠点に十分なスペースがある以上、規模の適正化を図る観点からも、県民が安心できるよう中勢拠点

にも最低限保管しておくように現在の資機材等の保管量の見直しが必要である。

ii エアテント購入にかかる納品書・請求書の日付の記載漏れについて【指摘】

エアテントの購入について関連書類一式を閲覧した結果、エアテントが納入された際に納入業者から受け取った納品書・請求書に日付の記載がなかった。

しかし、取引の実在性・期間帰属の適切性を確保するためには、日付を記載した納品書・請求書を先方に要求するべきである。

iii エアテントの付属品の数量について【意見】

エアテントの購入について関連書類一式を閲覧した結果、仕様書では、エアテントの固定が可能な数量が具体的に定められていなかった。また、納入時に付属品の数量について確認した記録もなかった。今回は実際にエアテントの設置が可能であったため納入された付属品の数量に問題はなかったと思われるが、今後は付属品についても具体的に数量を確認しておくことが望まれる。

iv 北勢拠点の備蓄倉庫における備蓄物資の使用期限について【意見】

災害用簡易トイレ袋セット（薬剤付）について、1箱に100回分が密封されており点検のために開封すると1箱すべての薬剤（凝固剤）の劣化を早めてしまうことになるため、点検は外観の目視でのみ実施しているとのことであった。しかし、納入が14年も前であり一度も開封しての点検の機会がなかったことを考えると、今後災害時に凝固剤が使用可能かどうか懸念される。そのため、開封後の使い道を考えたうえで、何年かに一度実際使用して確認する等の点検のルールを策定することが望まれる。

紙おむつについて多くのメーカーでは、品質が保たれる期間としては製造日から3年としているため、3年が経過しすぐ使用できなくなるわけではないがいざ災害時に使用できないという状態を招かないためにも、変色や汚れ等の衛生上の問題を考えると、3年という期間を参考にした点検や、購入の更新のルールを策定することが望まれる。

また、不織布マスクにおいても購入年月については外箱に記載し管理されているが、メーカーが使用期限を設定していないため県では購入の更新のルールは策定されていない。衛生上の問題を考えると、購入の更新のルールを策定することが望まれる。

v 乳児・幼児用の備蓄物資の品目について【意見】

「三重県備蓄・調達基本方針」に記載されている重要品目は、国の「南海ト

ラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく品目と県独自の品目として10品目が設定されている。

そのうち乳児・幼児の最低限必要な物資として、粉ミルク又は液体ミルク、哺乳瓶、おむつが挙げられている。しかし、他にも乳児・幼児の生活に欠かせない物資として離乳食やおしりふきも考えられるが、それらは重要品目として設定されていない。また、現在備蓄されているおむつは0～2歳児対象のS・Mサイズであり、2歳児以上を対象と想定したL・XLサイズは備蓄されていない。

そのため、子育て世代の県民がより安心できるよう、県民からの意見や要望を募集したうえで乳児・幼児用の備蓄物資の品目について県独自として検討することや、現在備蓄されていないサイズのおむつを備蓄しておくことが望まれる。

vi 災害時の応援に係る協定の管理について【意見】

災害時の応援に係る協定のうち、締結日が昭和となっている協定（昭和52年～昭和60年）5件について、協定書で協定内容を確認した結果、連絡責任者として記載されているが現在存在しない名称の部署や役職名があった。

発災時は現場も混乱することが予想され、相手方と迅速に連絡を取り合い情報共有することが必要となってくる。そのため、毎年連絡先を交換し連絡体制の確認を行っているとのことではあるが、昭和の時代の部署や役職名が残っているのはあまりにも古く望ましい状態ではないため、発災時の協定の実効性を確保するためにも協定内容を更新しておくことが望まれる。

vii 東海財務局・津財務事務所との災害時支援に関する協定について【意見】

県と財務省東海財務局及び財務省東海財務局津財務事務所の間で、令和2年度に災害時の支援等に関して協定を締結している。内容は、発災時に、両者の連携により初動時の情報収集及び伝達を迅速に実施し、管理する国有財産の無償貸付又は使用とそのために必要な措置を実施することや、災害対応業務に係る職員派遣を実施することとされている。

しかし、協定書内では、国有財産をどのように使用するかについては具体的には決められていない。県の担当者によると相手方から毎年度、国有財産のリストを入手しており、また部内で使用用途について検討しているとのことであったが、発災時にどの国有財産をどの用途で使用するかについては具体的には決まっていないとのことであった。そのため、今後、協定が有効的に活用されるよう、災害時を想定し発災時に迅速に対応できるようにしておくことが望まれる。

- II ハード対策 海岸（県土整備部・農林水産部）
- 1 「みえ県民カビジョン 第三次行動計画」について
- 2 三重県の海岸
- 3 監査手続の概要及び意見表明

① 海岸事業

【桑名建設事務所】

(1) 施行番号 43101584 城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事（その1）

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、県の関係書類のファイル（以下、「簿冊」という。）にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿IVを参照）【意見】

- ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため桑名建設事務所では当該チェックリストは使用せず、「契約関係必要書類について」というリスト等により複数人でチェックをされている。提出書類の不備防止対策としてはチェックリストの利用が有用と考えられるが、建設業課作成のチェックリストは詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は建設業課作成のチェックリストもしくはそれを参考に新たにチェックリストを作成して使用することが望まれる。【意見】

(2) 施行番号 43101656 城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事（その2）

- i (1) 施行番号 43101584 における i の意見と共通する。【意見】

(3) 施行番号 50201868 城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事（その1）

- i (1) 施行番号 43101584 における i の意見と共通する。【意見】

- ii (1) 施行番号 43101584 における ii の意見と共通する。【意見】

- (4) 施行番号 50201871 城南第一地区海岸 海岸高潮対策工事 (その2)
- i (1) 施行番号 43101584 における ii の意見と共通する。【意見】
- (5) 施行番号 50204202 城南第一地区海岸 海岸高潮対策 (地質調査) 業務委託
- i 地方自治法第 234 条によれば、地方自治体が行う契約は政令で定める場合に該当するときを除き一般競争入札により締結することになっており、指名競争入札は地方自治法施行令第 167 条で定める場合に該当するとき限りこれによることができるとなっている。
指名競争入札によった場合には、指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が作成され関係書類のファイルに綴じられる。しかし、当該事業の関係書類のファイルには指名競争入札を採用した理由書が添付漏れにより綴じられていなかった。
必要書類が漏れなく綴じられていることをチェックすることが望まれる。【意見】
 - ii (1) 施行番号 43101584 における ii の意見と共通する。【意見】
- (6) 施行番号 50204228 城南第一地区海岸 海岸高潮対策 (地形測量) 業務委託
- i (5) 施行番号 50204202 における i の意見で記載したとおり、指名競争入札によった場合には、施行番号毎に綴じられている関係書類のファイルに指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が綴じられる。「指名競争入札理由」には当該委託業務は、地方自治法施行令第 167 条第 3 号「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するため、入札方法を指名競争としたい旨が記載されていた。なぜこの条項に該当するのかという具体的な内容を記載することが望ましい。【意見】
 - ii (1) 施行番号 43101584 における ii の意見と共通する。【意見】

【四日市建設事務所】

- (1) 施行番号 50207166 高松地区海岸 海岸局部改良工事ほか・現場技術支援業務委託
- i 桑名建設事務所 (1) 施行番号 43101584 における i の意見と共通する。【意見】

また、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等に記載されている雇用保険被保険者証の被保険者番号についても、今後は健康保険被保険者の被保険者記号・番号等と同様に、マスク等と同様に、マスキング等の措置を講じることも検討されるべきである。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため四日市建設事務所では使用されていなかったが、独自のチェックリストを使用していた。本案件については、「事前検査後のチェックリスト」を使用して契約時の不備防止に努めていた。ただ、建設業課が作成した「契約時提出書類チェックリスト」は網羅性に優れており書類の不備は起きないので、四日市建設事務所独自のチェックリストは補完的に使用し、今後は建設業課作成のチェックリストへ統一して使用することが望まれる。【意見】

(2) 施行番号 43104081 高松地区海岸 海岸局部改良工事ほか

i 桑名建設事務所（1）施行番号 43101584 における i の意見と共通する。【意見】

ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため四日市建設事務所では使用せず、別の「当初契約書類に係るチェックリスト」が使用されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は建設業課作成のチェックリストもしくは当該チェックリストを参考に作成したチェックリストの使用が望まれる。【意見】

(3) 施行番号 50203100 川越地区海岸ほか 海岸高潮対策工事ほか

i 桑名建設事務所（1）施行番号 43101584 における i の意見と共通する。【意見】

ii (2) 施行番号 43104081 における ii の意見と共通する。【意見】

(4) 施行番号 50207184 川越地区海岸ほか 海岸高潮対策工事ほか・現場技術支援業務委託

- i 桑名建設事務所（1）施行番号 43101584 における i の意見と共通する。【意見】
 - （1）施行番号 50207166 における i 後段の意見と共通する。【意見】
 - ii （1）施行番号 50207166 における ii の意見と共通する。【意見】
- （5）施行番号 43108440 川越地区海岸ほか 海岸堤防等老朽化対策緊急工事
ほか
- i 桑名建設事務所（1）施行番号 43101584 における i の意見と共通する。【意見】
 - ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため四日市建設事務所では使用されていなかったが、独自のチェックリストを使用していた。具体的には、「検算チェックリスト」「受注打合せチェックリスト」「工事施工に係る主な法令等（受注者が行う手続の規定）についてのチェックリスト」などを使用して契約時の不備防止に努めていた。

ただ、建設業課が作成した「契約時提出書類チェックリスト」は網羅性に優れており書類の不備は起きないので、四日市建設事務所独自のチェックリストは補完的に使用し、今後は建設業課作成のチェックリストへ統一して使用することが望まれる。【意見】

【津建設事務所】

- （1）施行番号 50202226 上野地区海岸 高潮対策工事（その1）
- i 関連書類を確認した結果、入札の審査を受けた会社の1社の技術提案評価結果が保存されていなかった。

これは、落札決定後に自社の技術提案評価結果を「技術提案評価結果の情報提供申請書」により求められた場合は情報提供として渡しているためである。ただし、技術提案評価結果を紙ベースで渡しても、その情報はすべてデータで保存されている。

しかしながら、工事の簿冊に所定の書類の編てつが無いということは、紛失したり誰かが故意に持ち出したりしている等の誤解を招く恐れがあるので、情報提供を希望した社には写しを渡し、原本は簿冊内に編てつして保存しておくことが望まれる。【意見】

- (2) 施行番号 43107978 上野地区海岸 高潮対策工事 (その3)
i 桑名建設事務所 (1) 施行番号 43101584 における i の意見と共通する。【意見】

【伊勢建設事務所】

- (1) 施行番号 43106162 宇治山田港 (海岸) 海岸侵食対策 (養浜工) 工事 (その2)
i 指摘事項及び意見はない。
- (2) 施行番号 43106161 宇治山田港 (海岸) 海岸侵食対策 (養浜工) 工事 (その1)
i 指摘事項及び意見はない。
- (3) 施行番号 43105848 宇治山田港 (海岸) (今一色工区) 海岸侵食対策 (堤防工) 工事
i 指摘事項及び意見はない。
- (4) 施行番号 50205665 宇治山田港 (海岸) 海岸侵食対策 (養浜工) 工事
i 指摘事項及び意見はない。
- (5) 施行番号 50201428 宇治山田港 (海岸) 海岸局部改良 (深淺測量) 業務委託
i 桑名建設事務所 (1) 施行番号 43101584 における i の意見と共通する。【意見】
ii 業務委託に関して受注者から過年度の測量報告書等の貸与の申し出があった際、「三重県業務委託共通仕様書」では貸与品に関する様式の定めがないことから、「借用書」により貸与されている。当該「借用書」は、下段に返納書欄が設けられているが、返却時に返納確認欄への記載が行われておらず、返却の事実が確認できる体制が充分ではない状況となっていた。
このため、業務委託についても、「三重県業務委託共通仕様書」に、貸与品に関する様式を定める、「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」・第6号様式「貸与品返納書」を用いるなど、貸与品の貸出・返却に関する取扱を明確にしておくことが望まれる。【意見】

【志摩建設事務所】

- (1) 施行番号 50205514 布施田地区海岸 海岸局部改良（護岸仮復旧）工事
i 指摘事項及び意見はない。
- (2) 施行番号 43106128 的矢港海岸（的矢地区）海岸高潮対策工事
i 指摘事項及び意見はない。
- (3) 施行番号 43103868 国府地区海岸 他1海岸 海岸堤防等老朽化対策緊急工事
i 桑名建設事務所（1）施行番号 43101584 における i の意見と共通する。【意見】
- (4) 施行番号 50204318 片田地区海岸 海岸堤防等老朽化対策緊急工事
i 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため志摩建設事務所では使用せず、複数人で必要書類に不備のないことが確認されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。
今後は建設業課作成のチェックリストもしくは当該チェックリストを参考に作成したチェックリストの使用が望まれる。【意見】
- (5) 施行番号 43103547 南張地区海岸 海岸高潮対策工事
i 桑名建設事務所（1）施行番号 43101584 における i の意見と共通する。【意見】
ii （4）施行番号 50204318 における i の意見と共通する。【意見】
iii 上記契約時のほか、業務上必要な手続きの漏れを防止するために利用されている建設業課作成のチェックリストによるチェック実施状況を確認したところ、一部の項目についてチェックリストへの記載が行われていなかった。
県の担当者によると、単純な記載漏れであり各チェック項目の確認作業は行われた旨の回答を得たが、今後は適切なチェックリストの使用が望まれる。【意見】

【熊野建設事務所】

- (1) 施行番号 43106436 鵜殿港海岸令和元年海岸災害復旧工事(国災第1号)
- i 工事打合せ簿に記載された日付が令和2年9月30日と記すべきところ令和2年9月31日と誤記されていた。誤記を訂正すると共に、公的書類の管理年月日であるから、誤記が発見できるようにチェック体制を見直すことが望まれる。【意見】
- (2) 施行番号 502001141-1 井田地区海岸 海岸高潮対策事業
- i 指摘事項及び意見はない。
- (3) 施行番号 50202342 井田地区海岸 海岸緊急保全(養浜工)工事(その1)
- i 桑名建設事務所(1) 施行番号 43101584 における i の意見と共通する。【意見】
- (4) 施行番号 43105763 井田地区海岸 井田海岸緊急保全(養浜工)工事(その2)
- i 桑名建設事務所(1) 施行番号 43101584 における i の意見と共通する。【意見】
- (5) 施行番号 43105071 阿田和地区海岸 海岸高潮対策(堤防)工事
- i 桑名建設事務所(1) 施行番号 43101584 における i の意見と共通する。【意見】
 - ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため熊野建設事務所では使用せず、過去の契約事務担当者が作成した「契約書自動作成システムより出力されるチェックリスト」が使用されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。
今後は建設業課作成のチェックリストもしくは当該チェックリストを参考に作成したチェックリストの使用が望まれる。【意見】
- (6) 施行番号 50202393 有馬地区海岸 海岸堤防老朽化対策緊急工事(その1)
- i 桑名建設事務所(1) 施行番号 43101584 における i の意見と共通する。【意見】

ii (5) 施行番号 43105071 における ii の意見と共通する。【意見】

② 海岸保全施設整備事業

【伊勢農林水産事務所】

(1) 施行番号 50201496 大湊地区(鳥羽 173) 海岸保全施設整備事業(老朽化対策) 堤防その 12 工事

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。(詳細は本稿Ⅳを参照) 【意見】

③ 県営漁港海岸保全事業

【津農林水産事務所】

(1) 施行番号 43108470 白塚漁港 県営漁港海岸保全事業 堤防改良その 3 工事

- i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。(詳細は本稿Ⅳを参照) 【意見】

(2) 施行番号 50203988 白塚漁港 県営漁港海岸保全事業 用地測量業務
その3委託

i (1) 施行番号 43108470 における i の意見と共通する。【意見】

ii 業務委託に関して受注者から過年度の測量報告書等の貸与の申し出があった際、「三重県業務委託共通仕様書」では貸与品に関する様式の定めがないことから、「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」により貸与が行われていた。しかしながら、返却時には「三重県公共工事共通仕様書」の第6号様式「貸与品返納書」が用いられていなかった。

当該施行番号で、2回貸与が生じており、2回とも返却を受けたとのことであるが、1回は、第5号様式「貸与品借用書」へ手書きで返却日の記載があったが、もう1回は、返却日の記載がなく、返却の事実が確認できる体制が充分ではない状況となっていた。

このため、業務委託についても、「三重県業務委託共通仕様書」に、貸与品に関する様式を定める「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」・第6号様式「貸与品返納書」を用いるなど、貸与品の貸出・返却に関する取扱を明確にしておくことが望まれる。【意見】

(3) 施行番号 50204776 白塚漁港 県営漁港海岸保全事業 測量業務その2
委託

i 令和2年12月14日着手から令和3年2月26日完成までに作成された記録簿が第1回から第6回までであったが、このうち第3回以降の記録簿の日付の元号が令和3年と記すべきところ令和2年と誤記されていた。誤記を訂正すると共に、公的書類の管理年月日であるから、誤記が発見できるようにチェック体制を見直すことが望まれる。【意見】

【伊勢農林水産事務所】

(1) 施行番号 50200629 三重県本土地区（錦漁港海岸他）海岸保全施設整備
事業老朽化対策計画書策定その2業務委託

i 指摘事項及び意見はない。

Ⅲ ハード対策 港湾（県土整備部・農林水産部）

- 1 「みえ県民力ビジョン 第三次行動計画」について
- 2 三重県の港湾
- 3 監査手続の概要及び意見表明

① 県営漁港施設機能強化事業

【伊勢農林水産事務所】

(1) 施行番号 50201509 波切漁港 県営漁港施設機能強化事業 設計業務委託

i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。（詳細は本稿Ⅳを参照）【意見】

ii 地方自治法第 234 条によれば、地方自治体が行う契約は政令で定める場合に該当するときを除き一般競争入札により締結することになっており、指名競争入札は地方自治法施行令第 167 条で定める場合に該当するとき限りこれによることができるとなっている。

指名競争入札によった場合には、施行番号毎に綴じられている関係書類のファイルに指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が綴じられる。

当該事業の関係書類のファイルについて確認したところ、指名競争入札を採用した理由書が綴じられていなかった。しかし、指名競争入札を採用する場合は地方自治法施行令第 167 条で限定されており、その採用理由は競争入札審査会でも説明されていることから、理由書は重要な書類であり事後的な検証のためにも添付しておくことが望まれる。

なお、この件について、県は令和 2 年 7 月 7 日付で「建設工事等の指名競争入札の選定について（通知）」を發出しており、令和 2 年 8 月 1 日以降に指名通知する案件については指名競争入札を採用した理由書を添付することを徹底しているとのことであった。今後も引き続き必要書類の添付の徹底が望まれる。【意見】

(2) 施行番号 50201950 波切漁港 県営漁港施設機能強化事業 測量業務委託

i 指摘事項及び意見はない。

(3) 施行番号 50204352 波切漁港 県営漁港施設機能強化事業 地質調査
業務委託

- i 「工事請負契約等に係る保証の取扱い」第5契約保証金を免除できる場合（無保証）の取扱い（2）により、過去3年間に国や地方公共団体等と一定金額以上の契約を締結しこれを誠実に履行したものについては、1件の契約金額が500万円以下の建設工事及び設計等業務委託の契約を締結する場合において契約保証金を免除できている。一方、第8契約金額の増額変更時の取扱いにより変更後契約額が500万円を超える場合（軽微な設計変更で工期末に行われたものは除く。）は保証金の納付が必要となる。

当該契約は当初4,763,000円で500万円以下であったため契約保証金は免除されていたが、変更契約で5,128,200円に増額され500万円を超過することになったにもかかわらず、契約保証金は納付されていなかった。

「工事請負契約等に係る保証の取扱い」第8契約金額の増額変更時の取扱いにより、変更後契約額が500万円を超える場合は保証金の納付が必要と考える。

今回の監査対象案件について、伊勢農林水産事務所の説明では同取扱い第8の括弧書きにより、軽微な設計変更で工期末に行われたため保証金の納付は不要と扱ったということであった。

ここで、第8の括弧書きにいう「軽微な設計変更」の意義については、「三重県建設工事設計変更要領」第7条に定める「軽微な設計変更」（当初契約額の10%未満かつ1,000万円未満）と同義に解し、また、工期末についても、主要な業務は完了し、調査報告書の受領を残すのみという状態に鑑み判断したことの説明も受けた。

しかし、「軽微な設計変更」の意義につき、「工事請負契約等に係る保証の取扱い」には定められておらず、当該保証の取扱いとは別の設計変更に伴う変更契約の締結にかかる事項を定めた「三重県建設工事設計変更要領」に定めるものと同義と直ちに解釈することは、両規範の趣旨が異なるものであることからすると疑問がある。

すなわち、「三重県建設工事設計変更要領」における「軽微な設計変更」にあたる場合には、事務処理の煩を避けるために変更契約の手続を簡略化するものであるが、契約保証金の納付を求める趣旨は、契約業者に契約不履行があった場合の損害賠償の担保にあり、県が不測の損害を被ることを回避するためには、契約金額に応じた契約保証金の納付が原則であり、本来、契約保証金の納付又は追加納付が免除できる場合は、より

厳格かつ限定的に解されなければならないものである。

とするならば、準用規定等の明文なく、「軽微な設計変更」を「三重県建設工事設計変更要領」におけるそれと当然に同義であると解釈すべきではない。

次に、「工期末」に該当するか否かに関し、当該工事の工期は2020.11.9～2021.3.5で変更契約日は2021.1.26である。工期全体で4か月弱であるところ、変更契約日においては工期末まで1か月以上あり、当該業務契約の成果品である調査報告書は受領していない。

この点につき、県からは、「変更契約日時点では業務成果品の納入はされていなくても、それまでの業務打合わせ簿等により、受注者から発注者には業務実績内容は報告されており、そこまで業務実績があるにも関わらず、受注者自らが「契約不履行」にすることは受注者にとって何のメリットも無いことからあり得ない」旨の説明を受けている。

しかし、受注者が自ら望んで契約不履行にすることがないのは当然のことである。いかに現場調査等の主要な業務が完了していたとしても、調査報告書等の成果品こそが最も重要であり、その提出があつて初めて業務の完成と言えるものである。例えば、受注者において、資金繰りの悪化等でその後の事業の継続ができなくなることはあり得るのであつて、予定通りに成果品が入手できなくなることは十分に考えられる。そういった県の不測の損害を回避するための保証金である以上、成果品を受領していないのに「工期末」を広く解釈し、保証金の納付を求めないのはやはり疑問があるものと言わざるを得ない。

また、契約書上の工期から見れば、未だ相当な期間の工期が残っている状況で、実際の受注者の業務の進捗状況に鑑みて「工期末」と現場において判断したのであれば、「工期末に行われた」について、これに該当する旨の説明書類等の添付はあつてしかるべきであるところであるが、そのような添付もなされていない。これらのことからしても、「工期末」とは評価できないものである。

以上の観点から本件を見ると、契約保証金は納付を求めるべきであつたと考える。【指摘】

また、前述の通り、第8の括弧書きにいう「軽微な設計変更」及び「工期末」は厳格かつ限定的に解されるべきであり、別途具体的な基準を定める等の検討が望まれる。【意見】

② 港湾事業

【津建設事務所】

(1) 施行番号 50203721 二級河川志登茂川他 単価契約河川等図面作成 (その2) 業務委託

i 健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。(詳細は本稿IVを参照) 【意見】

ii 地方自治法第 234 条によれば、地方自治体が行う契約は政令で定める場合に該当するときを除き一般競争入札により締結することになっており、指名競争入札は地方自治法施行令第 167 条で定める場合に該当するとき限りこれによることができるとなっている。

指名競争入札によった場合には、施行番号毎に綴じられている関係書類のファイルに指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が綴じられる。「指名競争入札理由」には当該委託業務は、地方自治法施行令第 167 条第 3 号「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するため、入札方法を指名競争としたい旨が記載されていた。

この記載は県土整備部が「指名競争入札理由」の記載例として回付している文書の通りであるが、この記載ではどうして一般競争入札が不利であるかが不明である。

津建設事務所の説明によると、建設工事の場合の入札参加者については、建設業法で規定する建設業の許可を受けた適法な業者であることや経営事項審査(建設業者の経営状況、施工能力などを審査)を受審することが参加要件のひとつとされている。そのため入札から不適格業者等の排除がある程度なされるが、当該事業のような測量等の業務委託の場合、入札参加者については、建設業者のような経営状況や施工能力などを判断する指標がなく、不適格な者の排除が困難であり、これらが入札に参加して公正な執行を妨げるおそれがあることから、指名競争入札にしているとのことであった。

このような理由があるのであれば、「一般競争入札に付することが不

利と認められる理由」としてその旨を記載することが望まれる。【意見】

- iii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため津建設事務所では使用せず、別の「指名競争入札総務課チェック表」等が使用されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われるため、今後は当該チェックリストの使用が望まれる。【意見】

なお、2021年9月からは津建設事務所でも、建設業課のチェックリストを参考に作成した新たなチェックリストを使用されているようである。

- (2) 施行番号 50204357 津松阪港（新堀地区）港湾改修（不発弾調査）業務委託

i (1) 施行番号 50203721 における ii の意見と共通する。【意見】

ii (1) 施行番号 50203721 における iii の意見と共通する。【意見】

- (3) 施行番号 50204596 津松阪港（新堀地区）物揚場改修（地盤変動影響・事前調査）業務委託

i (1) 施行番号 50203721 における ii の意見と共通する。【意見】

ii (1) 施行番号 50203721 における iii の意見と共通する。【意見】

【松阪建設事務所】

- (1) 施行番号 43104250 津松阪港（中央埠頭）港湾改修（臨港道路）工事

i 津建設事務所（1）施行番号 50203721 における i の意見と共通する。

【意見】

- (2) 施行番号 43105402 津松阪港（大口埠頭）港湾改修工事

i 指摘事項及び意見はない。

- (3) 施行番号 43106328 津松阪港（大口埠頭）港湾改修工事（その2）

i 津建設事務所（1）施行番号 50203721 における i の意見と共通する。

【意見】

【伊勢建設事務所】

(1) 施行番号 50203734 伊勢建設事務所 伊勢市・玉城町・度会町内 単価
契約河川等図面作成作業委託（下半期その1）

i 津建設事務所（1）施行番号 50203721 における i の意見と共通する。

【意見】

(2) 施行番号 50203954 宇治山田港港湾（防安）防波堤実施設計業務委託

i 指摘事項及び意見はない。

【志摩建設事務所】

(1) 施行番号 43106549 鳥羽港 港湾改修（物件補償）調査設計業務委託

i 津建設事務所（1）施行番号 50203721 における i の意見と共通する。

【意見】

【熊野建設事務所】

(1) 施行番号 43102986 鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事

i 津建設事務所（1）施行番号 50203721 における i の意見と共通する。

【意見】

ii 契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため熊野建設事務所では使用せず、別の「当初契約書類に係るチェックリスト」が使用されている。しかし、チェックリストの内容としては、建設業課のチェックリストが詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。

今後は建設業課作成のチェックリストもしくは当該チェックリストを参考に作成したチェックリストの使用が望まれる。**【意見】**

(2) 施行番号 43106452 鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事（その2）

i 津建設事務所（1）施行番号 50203721 における i の意見と共通する。

【意見】

ii （1）施行番号 43102986 における ii の意見と共通する。**【意見】**

(3) 施行番号 50205238 鵜殿港防波堤（東）応急復旧工事（その1）

i （1）施行番号 43102986 における ii の意見と共通する。**【意見】**

ii 工程管理について、後述する「施行番号 50205914 鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事（その2）」と合わせて意見表明を行う。

(4) 施行番号 50205914 鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事（その2）

i 津建設事務所（1）施行番号 50203721 における i の意見と共通する。

【意見】

ii （1）施行番号 43102986 における ii の意見と共通する。【意見】

iii 工程管理について、施工計画書によれば、「施行番号 50205238 鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事（その1）」が7月17日までにコンクリート打設完了となっている。

ところが実際には、4月中は予定にはない製作ヤード確保のための浚渫土の搬出が行われ、コンクリート打設は6月7日から行われ8月18日に終了している。

「施行番号 50205914 鵜殿港 防波堤（東）応急復旧工事（その2）」においては、施工計画書で消波ブロック製作完了8月31日、運搬据付すべてを9月30日に終えることとなっている。

実際には、鉄筋の搬入を8月16日から行い、コンクリート打設が9月10日から11月3日終了予定となっている。（本冊、「計画・実施比較工程表」参照）

元々、この（その1）と（その2）は、別々の製作ヤードにおいて消波ブロックを製作することになっていた。しかしながら契約直後、岸壁背後に沈下等が発見され作業時の安全性が確保できないことが懸念されたため、同じ製作ヤードを使用することとなった。その結果（その2）においては、工期の始期が大幅に遅れることとなった。

製作ヤードの変更による工期の遅延が予想されているにもかかわらず、工期の変更に関する変更契約は締結されていない。

（その1）の令和3年3月5日の打合せ簿によると、遅くともこの時期までに、製作ヤードの変更が検討されており、（その2）の工期の遅延は、契約の相当早い段階で容易に推察できたはずであり、工期内の完成は事実上困難であったと言える。

（その2）については、（その1）の工事に関して岸壁背後に沈下等が発見され作業時の安全性が確保できないことが懸念されたことにより着工が遅れたものであるから、三重県請負工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項、同第19条、又は同第21条並びに変更要領第4条第1

号に基づき、工期の変更が認められる事案であって、かつ、変更要領第6条第1項に基づき、遅滞なく変更契約を行うべきものであったと言える。

更に言えば、本件については、工期の変更を伴わない変更契約を4月5日に締結しているが、当該変更契約において工期の変更を行う旨も盛り込むことは十分可能であったものと思われる。

よって、(その2)については、工期内での完成が事実上困難と判断され工期が大幅に遅延することが判明した段階で、工期の変更について協議し、変更契約を締結することが望ましかったと思われる。【意見】

なお、2021年9月以降に、(その1)については工期延長及び契約額の変更契約が、(その2)については工期延長の変更契約が、共に行われている。

IV 個人情報保護について

県の発注にかかる契約においては、業者との契約締結、入札応募の際の監理技術者資格の有無等の確認のため、技術者に関する健康保険証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しの提出を受ける等しているが、健康保険被保険者の被保険者記号・番号、雇用保険被保険証の被保険者番号等につき、マスキングがなされず、かつ、簿冊にそのまま編てつされている案件が多数確認された。また、これらの書類の他にも、技術者の生年月日等が記載された書類についても同様である。(以上につきⅡ・Ⅲ参照)

この点につき県に確認したところ、以下の旨の回答がなされた。

- ・令和2年10月1日から施行された健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下、併せて「健康保険法等」という。）が改正されたことに伴い、個人情報保護の観点から、令和2年10月以降に受理した被保険者等記号・番号等をマスキングして簿冊に編てつするようになったものの、令和2年9月以前に受理した書類については、当該情報についてマスキングはしていない。
- ・ただし、当該情報がマスキングされていない書類においても、起案に個人情報有と記載し、公文書の管理について適正に行っている。

確かに、改正健康保険法等の施行は令和2年10月1日であり、これを受けた令和2年10月5日付通知「医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について」（保保発1005第1号等）においても、「なお、これらの取扱いは、令和2年10月1日の改正法施行以降に被保険者等記号・番号等の告知を求める場合に適用されるものであり、改正法施行前に取得した被保険者証の写し等について、改めてマスキングを施す等の対応を求めるものではない」とされている。

しかし、上記技術者の生年月日は個人情報であり、医療保険の被保険者等記号・番号等のみならず、雇用保険被保険者証の被保険者番号についても、「個人識別符号」が含まれる個人情報である。雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に記載されている雇用保険被保険者証の被保険者番号を含め、医療保険の被保険者等記号・番号等のような告知要求等の制限の対象とはされていない個人情報についても、実施機関としては、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないものである。

この点につき、簿冊中の起案の書式において、個人情報の有無の記載欄が設けられてはいるものの、編てつされている多数の書類のいずれが個人情報の含まれる文書であるのかの特定まではなされていない。

公文書の管理の効率性の観点から「相互に密接な関連を有する公文書を公文書ファイルにまとめること」（三重県公文書管理規程第36条2項）とされていることを考慮したとしても、個人情報保護の重要性に鑑みれば、個人情報が含まれる書類がそのまま他の書類と共に編てつされている現状は望ましいものとはいえない。

また、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等と、令和2年10月以降に被保険者番号のマスキング等の措置を講じることとなった健康保険証の写しは、いずれも現場配置技術者の3か月以上の雇用確認のために提出を求めているものにすぎない。健康保険証の被保険者番号等と同様、雇用保険の被保険者番号そのものを取得する必要性は乏しいものと言える。そして、健康保険証と同様にマスキング等の措置を講じたとしても、事務処理負担も徒に増大することになるとも思われない。

簿冊中に個人情報を含む文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。

また、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に記載されている雇用保険被保険者証の被保険者番号については、直接、告知要求等の制限の対象とはされていないものの、今後は健康保険被保険者の被保険者記号・番号等と同様に、マスキング等の措置を講じることが検討されるべきである。

第4 監査の結果を受けて表明する監査人の総括的意見

I 防災・減災、海岸事業並びに港湾事業について

1 防災・減災事業について

防災・減災事業では、県は「三重県市町受援計画策定手引書」及び「市町タイムライン基本モデル」を活用し市町が計画等を策定できるように支援し、令和2年度中に「市町受援計画」は17市町（全29市町）において、また「市町タイムライン」は全29市町において、策定が完了した。また風水害対策緊急促進事業、多様性に配慮した避難所運営促進事業並びに受援体制の整備と地域コミュニティ維持のための迅速な復興事前対策促進事業等の種々の補助金を支出し、多方面に亘り市町を支援していることは、評価できると言える。

「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」（以下、センターという。）については指摘を述べた。センターの監査報告は三重大学全体の監査報告書に内包されており、センター単独の監査報告書は無い。（第3 I 1に詳細記載）

センターへ支出した負担金は、三重大学の口座へ支出されている。それにより、センターの収支計算は、三重大学の会計システムからセンターに該当する仕訳データを抽出して作成されている。そのため、センターは決算期末に財産目録が作成できない。

「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター負担金交付要領」第12条によれば、知事は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る当該事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、その審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、現地調査等を行うことができることとなっている。

かかる規定を有効に活用すれば、実質的に監査を行うと同様の機能を果たし、県民に対し負担金支出の正当性を担保できることになる。このことは、センター運営の有効性も担保でき、負担金の効率性、経済性もより正確に検証できるので、現状改善を促したい。

みんなでつくる避難所プロジェクト事業では、意見4件を表明した。

同事業では、県民「参加型予算」という制度のコンセプトに合わない事業プロセスがあったことを大変残念に思う。

県民「参加型予算」という制度は全国にも稀有な非常に英断の必要な予算成立制度であり、事業継続を望みたい。みんなつくる予算の制度の運用に当たっては、県民の意見を直接反映できる精度の高さが求められるために、熟成に向けて引き続き更なる見直しが望まれる。

広域防災拠点の備蓄品にも意見を述べた。いわゆる被災弱者になる県民、特に乳児・幼児用備蓄物資の品目についてより一層配慮し防災行政に取り入れるよう意見を述べたが、監査人として次世代への配慮は特に強く望むものである。

また、特に中勢拠点の備蓄物資の保管量についても指摘を述べた。中勢拠点は備蓄スペースに余裕があり他の拠点へ配送予定の備蓄品を保管しているが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策のために購入した備蓄品が全く保管されていなかった。

この状態を受けて、監査人としては、防災拠点の備蓄品は人の命を守る最重要事項であり、災害に対する備えは最悪や想定外を考慮して準備すべきであると考えている。災害には自然災害、人災、システム障害などがある。輸送も長期にわたる自然の脅威で想定外が生ずることもある。また、発災時に拠点で活動できる人材が予定通り確保できず荷捌きが混乱した熊本の事例もある。新型コロナウイルス感染症により他地域からの搬送も極力避けたい。加えて、県には多くの活断層が存在する。

中勢拠点のカバーエリアには県の約3分の1の人口である約53万人が生活しており、備蓄物資の偏在はカバーエリアの人を守るのに致命傷になりかねないと考え指摘とした。

2 海岸事業と港湾事業について

本監査の事件の選定理由にも記載した通り、平成16年度の「三重県海岸保全施設耐震点検」を実施しているが、県土整備部が管理する全213海岸の内157海岸について堤体の危険度判定がC判定（危険度「高」）という情報が、令和2年度の県のホームページに引き続き掲載されている。これに対して県は堤体の補強や嵩上げなどの工事を実施しているが、その情報は個別に建設事務所のホームページで工事を実施している情報しか県民は知りえない。監査人としてこの監査のテーマ選定の要因の一つとして考えた内容が、平成16年度の海岸保全施設の耐震点検結果の危険度が毎年の堤体の工事でのどの程度改善しているか、また今後どの程度の時間を要するか、令和2年度の工事の監査結果を監査報告書に記載することにより、県民の不安を少しでも緩和できるのではないかということである。

そこで、監査において、建設事務所と農林水産事務所の協力を得て、「令和2年度監査対象工事 地域海岸と堤体の情報」を作成した（本概要版では掲載省略）。この作表の意図は、平成16年度の海岸保全施設の耐震点検から得た堤体の危険度判定や液状化の危険度判定の結果と工事の内容の突合、現在存する堤体の現況堤防高と襲来するかもしれない津波や高潮の高さとの

比較並びに現在進められている工事があと何年かかるか等を総合的に比較することであった。堤体の経過年数も情報提供を受けた。県の海岸線は1,083 kmと長く、地域により、高潮対策、津波対策、老朽化対策等施工目的が様々であり、この情報は各地域の堤体工事の状況を理解する上で貴重なものとなる。

津波に対する施策では、県は概ね数十年から百数十年に一回程度の頻度で発生する津波（レベル1（L1）三重県では高さが概ね4～12mの津波）を想定して海岸堤防の建設をしているが、実際には過去に発生した高潮時の潮位等を考慮して、堤体の高さが6 mから7 m（場所によっては12m超）で工事している所が多い。

概ね数百年から千年に一回程度の頻度で発生する津波（レベル2（L2）三重県では高さが概ね4～26mの津波）に対しては、県は強固でそれ以上の高さの堤体を造るのではなく、避難経路の確保や日ごろの避難訓練の助成を行って、適切な避難行動が取れるように防災・減災事業を進めている。

結局、生命を守る手段は、堤体築造や補修などのハード対策と、県民が防災や自然災害に関する正しい知識を持ち、発災時に正しい判断と行動が取れるように日ごろから行う、防災意識・行動に関する避難訓練等のソフト対策のベスト・ミックス政策により、県民の生命と財産を守ることに繋がることを強く実感した。

県民はいつどこに避難するのか、また、どんな行動をしてはいけないのか等を常に意識し、行政はハード面の環境整備を着実に進めると共に、県民を救援する防災拠点事業のさらなる充実と県民の防災意識の向上や防災に関する正しい情報提供並びに最悪の場合を想定した避難への意識改革等に対して、県は今以上に防災・減災の施策について市町を支援して行くことが望まれる。

II 命を守る最後の手段は、「高いところへの避難」

「ゆれ1分 高いところへ すぐ避難！」

志摩地域の津波に対する危機感を表した最も衝撃的な看板（「ゆれ1分 高いところへ すぐ避難！」）が、志摩市の海岸に設置されていた。

命を守る最後の手段は、「高いところへの避難」である。

県は海岸線が長く、県内全域にわたりその長い海岸線に沿って住宅地、商業地並びに工業地帯等が広く分布しており、県や各市町の中核の建物も海岸に近い平野部に所在している。おおむね低い建物しかない地域も多い。

現在連年で施工されている堤防や港湾施設の整備・建設に予算を投下して

巨大な堤防等を造ることには限界がある。

県内の市町では高層階のビル所有者と避難の協定を結んできているが、県は市町が作成しているハザードマップへ、避難に係る施設や避難情報等を掲載すること等について新たな情報を市町と密に共有することが一層望まれる。

そして、避難の施設の建設の促進や避難の協定締結の促進へ向けた支援等と被災時の救助支援も含め防災計画に織り込むような施策を進めることが強く望まれる。

III 個人情報保護条例等と入札等で提出された身分確認書類の取扱い(再掲)

個人情報保護については、第3ⅡとⅢ及びⅣで詳述している。ここでは、監査人として、個人識別符号を含む個人情報の取扱いについて、特に注意喚起を含め確認をしておくために、また、健康保険被保険者証の記号・番号及び保険者番号を単にマスキングを施すだけでなく、「三重県個人情報保護条例」と「三重県個人情報適正管理指針」のそれぞれの運用を厳格に行うことについて、本稿第3Ⅳにおいて詳細に記載しているが、特に訴えたい点があるために、併せて本項で補足しておく。

「三重県個人情報保護条例」第11条は、実施機関に対して、「個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。」ことを定めている。

県は公文書の管理において個人情報については、物理的安全措置を取っていることを説明したが、監査人としては、個人情報についてその移動の履歴を残すことも重要であると考ええる。

すなわち、もしも個人情報を含んだ機器、記録媒体、紙文書などをやむを得ず持ち出す場合には、必ず事前に保護管理者の許可を得なければならないから、例えば書類持出管理簿のような管理簿を備え付けて、許可の日、持出の目的、持出先、返却予定日並びに返却日などを記載して、個人情報の持ち出し履歴の管理を厳格に行わなければならないと考える。これは、健康保険被保険者の被保険者記号・番号以外の個人識別符号などはマスキングされずにそのまま簿冊に編てつされているからである。

マスキングをされていない個人識別符号を含む書類が編てつされている簿冊を執務室等から全く持ち出さないとは考えにくいので、少なくとも入札資格審査などで提出を受ける個人識別符号が印刷されたすべての書類は、「三重県個人情報保護条例」や「三重県個人情報適正管理指針」の規定の趣旨を鑑みると、确实かつ完全にマスキングを施されるべきであると考ええる。

そのためには、例えば、書類や証明書などを受領する場合に現在利用しているチェックリストを改訂して、具体的な書類名などを書いたチェックリストへ変更し、個人識別符号を完全にマスキングしていることを確認できるようにすることも一つの方法である。また、チェックリストの充実により個人情報の含まれる書類の特定・区別が図られるように配慮することも重要である。

さて、本稿記載の原点は、建設事務所や農林水産事務所での監査の折に、個人識別符号である健康保険被保険者証の記号・番号（令和2年9月以前のものに限る）及び保険者番号などがマスキングされず簿冊に編てつされていたことを確認したことに由来する。

これらの個人識別符号の用途は、入札応募時に現場配置技術者の3か月以上の雇用確認のために提出を求めているものにすぎない。さらに、入札審査という事務事業と工事の監理は区別可能であって、入札審査関連書類一式については施行番号等の紐づけを行えば、分冊管理も可能ではないかと考える。

もしも、個人識別符号のある書類の管理について、分冊管理が可能になれば、万が一にも簿冊を執務室等から持ち出しても「三重県個人情報保護条例」でいう厳格な管理は不要になる。

以上の諸点について、個人識別符号を含む個人情報に対する対応を関係部局内でよく検討されるように、監査人として意見を提案的に表す。

IV 新型コロナウイルス感染症禍の外部監査

今年度の監査は、「緊急事態宣言」や県独自の「緊急警戒宣言」が発出されている中で行った。

県の監査担当部局と被監査部局と調整が進められ、監査は、3密を避けるため、会議室にあらかじめ用意された資料を監査することとなり、閲覧した監査対象資料に対する質問は、被監査部局に対しては直接ヒアリングできず、Eメールにより質問をして被監査部局からの回答を待ち、その回答に対し疑問があれば再質問をEメールで行うことで進めた。

口頭での質疑応答が実施できた部局に対しても追加質問が生じた場合は、Eメールに依らなければならなかった。

Eメールによる質疑応答は、回答を受領するまでに時間を要することが稀にあった。

しかしながら、監査に対応した被監査部局は、新型コロナウイルス感染症禍の外部監査という特殊事情を理解し、真摯に対応されたと理解している。

第5 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

